

審議会委員を公募します

太子町が進めている『連携と協働のまちづくり』。

町民の皆さんの意見をまちづくりに反映させるため、町では、審議会委員を一般公募しています。

まちづくりにあなたの声をお寄せください。皆さんの応募をお待ちしています。

審議会と主な審議内容

■まちづくり審議会（1名）

- (1) 基本構想および基本計画の策定に関する事
- (2) 土地利用計画の策定および土地利用の適正化に関する事
- (3) 太子町表彰条例施行規則の規定に基づく被表彰者の決定に関する事
- (4) 町の将来像、景観整備等まちづくりに関して必要と認める事項

■行財政審議会（1名）

- (1) 行政機関の組織に関する事
- (2) 議会議員の報酬、町長、副町長および教育長の給与の額に関する事
- (3) 「公共事業再評価システム」に基づく国庫補助事業の再評価に関する事
- (4) 行財政制度に関して必要と認める事項

■生活環境審議会

- (1) 公害対策、廃棄物の処理や減量化に関する事
- (2) 良好な環境の確保、保全に関する事
- (3) 交通安全対策の推進に関する事
- (4) 太子町環境保全の規制に関する条例に基づく旅館等の建築並びに営業所等の同意に関する事
- (5) 快適、健全な住環境の整備および安全な地域社会の実現に関して必要と認める事項

■保健福祉審議会

- (1) 児童福祉、母子および寡婦福祉に関する事
- (2) 身体障害者、知的障害者および精神障害者福祉に関する事
- (3) 高齢者保健福祉および介護保険に関する事
- (4) 健康づくりに関する事
- (5) 住民福祉の向上、健康の増進に関して必要と認める事項

■産業審議会

- (1) 水田農業の生産調整対策に関すること
- (2) 農業の経営対策、構造改善および農業振興地域整備促進に関すること
- (3) 産業の振興に関して必要と認める事項

■都市計画審議会

- (1) 都市計画に関すること
 - ① 用途地域、地区計画の決定・変更
 - ② 主要な公園の位置や規模
 - ③ 幹線道路の計画の決定・変更
 - ④ 土地区画整理事業の決定・変更 など

■学校教育審議会

- (1) 中学校、小学校および幼稚園の再編に関すること
- (2) 学校給食に関すること
- (3) 学校教育の振興に関して必要と認める事項

■社会教育審議会

- (1) 社会教育に関する計画の立案に関すること
- (2) 青少年の指導、育成や保護および矯正に係る総合的な施策に関すること
- (3) 町指定文化財に関すること
- (4) 公民館、図書館、歴史資料館、南総合センター、文化会館および社会体育施設の管理運営に関すること
- (5) 社会教育の振興、文化および社会体育の普及に関して必要と認める事項

委員の任期 令和8年4月～令和10年3月

公募の人数 各審議会2人

応募資格 応募時に、町内に住所のある18歳以上の方

応募方法、期間

審議会等委員申込書(総務課または町ホームページで配布)に必要事項を記入のうえ、総務課窓口へ提出してください(郵送・メール可)。

選考方法 書類審査のうえ、必要に応じ面接

報酬 条例に基づき支給

問合せ・応募先 〒671-1592 太子町鶴 280 番地 1

太子町役場 総務課

TEL : 277-1010 MAIL : soumu@town.hyogo-taishi.lg.jp

審議会等委員申込書

名前		性別		生年月日	
住所	太子町			電話番号	
職業					
[希望する審議会等の名称]					
①		②		③	
[希望する審議会等に関する経歴、その他得意分野]					
[応募の理由]					